

令和7年度指定管理者監査結果

地方自治法及び板橋区監査基準の規定に基づき実施した、指定管理者監査の結果について、下記のとおり報告する。

記

1 実 施 年 月 日

令和7年10月8日(水)、9日(木)、10日(金)

2 監 査 対 象

所 管 課	対象施設	対象指定管理者
健康生きがい部 長寿社会推進課	高島平ふれあい館 志村ふれあい館 仲町ふれあい館 徳丸ふれあい館	アクティオ・板建総共同事業体
都市整備部 住宅政策課	区営住宅・改良住宅	株式会社東急コミュニティー
教育委員会事務局 生涯学習課	グリーンカレッジホール	アクティオ・板建総共同事業体

3 合 議 年 月 日

令和7年11月28日(金)

4 実 施 場 所

監査委員室ほか各施設

5 監査の範囲及び着眼点

区分	所管課	指定管理者
範囲	令和6年度における各施設の指定管理者に関する財務事務	令和6年度における施設管理業務に関する出納その他の事務の執行※施設及び備品の管理状況を含む。
着眼点	(1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。 (2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。 (3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。 (4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続等は適正か。	(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。 ①施設管理業務の実施状況 ②施設の利用状況 ③事故防止、安全確保への配慮 (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。 (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。 (4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。 ①関係帳簿の整備・記帳は適正か。 ②証拠書類の整備・保存は適正か。

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。